

奨学金の償還猶予制度の御案内

奨学金の償還(返済)が困難となった場合、一時的に広島県からの償還の請求を停止し、償還時期を将来に延期ができます。



- ① 将来に延期するだけですので、償還の総額が変わるものではありません。
- ② 万一、償還金に滞納がある場合は、原則として償還を猶予することはできません。この場合、まず滞納を解消してから猶予を申請してください。

1 償還猶予が認められる主な理由

- ・ 大学等に在学している場合や大学等への入学準備中である場合（予備校生等）
- ・ 災害により損害を受けたことや長期の傷病により償還が困難である場合
- ・ 失業、出産に伴う産休・育休の取得及びその他理由による経済困難



- ① 奨学金の借受者（生徒本人）がこれらの理由に該当することが必要です。
- ② 保証人（保護者等）のみがこれらの理由に該当する場合は、猶予を申請することはできません。

2 償還猶予を受けるための手続

- ・ 原則、猶予を希望する月の前月 25 日までに申請書を提出してください。
- ・ 申請書には理由を証明する書類等の添付が必要です。
- ・ 申請書が提出された場合、概ね 60 日以内に審査結果を申請者に通知します。
- ・ 別紙「記入例」及び別紙「奨学金の償還金猶予関係書類」を参考にしてください。



- ① 申請書の提出が遅れると償還が始まります。猶予を希望される場合は、早めの手続をお願いします。
- ② 申請書の提出がなかったとしても当方から確認することは原則ありません。

3 留意事項

- ・ 申請書を郵送する場合、郵便事故を防ぐため必ず簡易書留にしてください。
- ・ 承認を受けた後、猶予理由を失った場合は、速やかに連絡してください。
- ・ 虚偽の理由により承認を受けた場合、虚偽であることが判明した時点で猶予を取り消し、貸付総額を一括請求することがあります。
- ・ 内容について疑義が生じた場合、担当者から事実確認の連絡を行います。

【提出・問合せ先】

広島県教育委員会事務局 教育支援推進課 企画調整係
〒730-8514 広島市中区基町9-42

電話 (082) 513-4996

【受付日時】月曜日～金曜日（祝日を除く。）

午前9時から午後5時まで

メールアドレス kyosuishin@pref.hiroshima.lg.jp

（メールでお問い合わせの際は、件名を「奨学金猶予」としてください。）

まずは御相談
ください。



【猶予申請の必要書類】

猶予理由	猶予が可能な期間	申請に対する承認期間 ※1	確認書類 ※3	備考
① 大学等に在学 ※2	大学等に在学している期間 ※ 在学していれば、留年・休学等を問わない。	一度の猶予申請につき最長4年間で承認します。	在籍校の発行する在学（在籍）証明書の原本 ※ 学生証の写しは不可	大学等とは、高等学校、高等専門学校、専門学校（2年以上の課程に限る）、短期大学、大学、大学院、その他一部の大学校とします。
② 傷病	傷病により就労が困難である期間	一度の猶予申請につき最長1年間で承認します。	医師の発行する診断書の原本 ※ 「就労困難」の記載があるもの	
③ 失業	就業するまでの期間 (通算5年間まで) ※4	一度の猶予申請につき最長1年間で承認します。	勤務先又はハローワークが発行する次の書類のいずれか ① 離職票の写し ② 雇用保険被保険者証の写し ③ 雇用保険受給資格者証の写し	
④ 経済困難 (失業以外の理由)	経済困難である期間 (通算5年間まで) ※4		市区町村長や勤務先等が発行する次の書類のいずれか ① 所得証明書の原本 ② 源泉徴収票の写し ③ 被扶養者の記載のある健康保険証の写し等 (国民健康保険証の写しは不可)	経済困難であることは、給与所得者においては年間収入が200万円以下であること、給与所得者以外においては年間所得が130万円以下であることを目安とします。
⑤ 大学等への入学準備中 ※2	入学準備中である期間 (通算5年間まで) ※4		予備校が発行する在学証明書の原本	予備校への入校者以外については、事前に相談してください。
⑥ 出産休暇・育児休業・介護休業の取得	出産休暇・育児休業・介護休業が終了するまでの期間	一度の猶予申請につき最長1年間で承認します。	勤務先が発行する証明書の写し	
⑦ 災害による損害	災害発生から5年間を経過するまでの期間		市区町村長の発行する罹災証明書の写し	

※1 承認期間終了後も引き続き猶予理由が継続する場合は、期間延長の申請が可能です

※2 教育サービスのうち、タレント養成所への入所、カルチャースクールの受講などについては、原則として猶予理由となりません。

※3 確認書類は、一部を除いて申請日の直近2か月以内に発行されたものを添付してください。

※4 通算5年間までとは、③から⑤の理由による猶予期間を通算して5年間までを意味します。

